

エチオピアの対外送金にかかる制度改革の動向

(2023年3月)

【報告書の利用についての注意・免責事項】

本レポートは、日本貿易振興機構（ジェトロ）アディスアベバ事務所が現地法律事務所 Mesfin Tafesse and Associates に作成委託し、2023年2月に入手した情報に基づき作成したものです。掲載した情報は作成委託先 Mesfin Tafesse and Associates の判断によるものですが、一般的な情報・解釈がこのとおりであることを保証するものではありません。本レポートはあくまでも参考情報の提供を目的としており、提供した情報の正確性、完全性、目的適合性、最新性およびサービスの有用性の確認は、申込者の責任と判断で行うものとし、ジェトロは一切の責任を負いません。これは、たとえジェトロおよび Mesfin Tafesse and Associates が係る損害の可能性を知らされていても同様とします。

作成および問い合わせ先

日本貿易振興機構（ジェトロ）

ビジネス展開・人材支援部　ビジネス展開支援課

E-mail : BDA@jetro.go.jp

ジェトロ・アディスアベバ事務所

E-mail : EAD@jetro.go.jp

1. 検討した法律

本レポートの作成にあたっては次の関連法を参考にした。

- 1.1 新投資法 (Investment Proclamation) No.1180/2020 (新投資法)
- 1.2 エチオピア国立銀行 (NBE) 設置法 (National Bank of Ethiopia Establishment Proclamation) No.591/200 (「NBE 設置法」)
- 1.3 外貨配分の透明性確保と外国為替管理 (Transparency in Foreign Currency Allocation and Foreign Exchange Management) FXD/77/2021 (「外国為替管理指令 (Foreign Exchange Management Directive) 」)

2. エチオピアにおける対外送金

2.1 エチオピアにおける利益・配当の本国送金に関する全体的枠組み

A. 外国人投資家による利益・配当の本国送金に関する法律

2.1.1

外国人投資家による利益・配当の本国送金に関するエチオピアの法的枠組みには、新投資法と外国為替管理指令が含まれる。これらの法律は、交換可能通貨による利益・配当の送金に関する外国人投資家の実質的権利、および本国送金に関する手続きを定めている。

2.1.2

さらに、エチオピア憲法、およびエチオピアが 30 カ国以上と締結している二国間投資協定 (**BITS : Bilateral Investment Treaty**) のもとで、いくつかの保護と保証が定められている。憲法と投資協定は、差別、補償なき違法収用、資金の本国送金からの完全なる保護と安全対策のかたちで保証を与えている。

2.1.3

新投資法は、外国人投資家が利益と配当を本国に送金する権利を保証している。新投資法のもとで保証された本国送金の権利は、外国人投資家が得た以下の金銭収入に適用される¹。

- (a) 利益、配当および資本を送金する権利
- (b) 対外借款の元本および金利の返済
- (c) 技術移転の対価にかかわる支払い
- (d) 事業清算に伴う売却益
- (e) 株式の譲渡、またはある企業の所有権の一部もしくは全部をほかの投資家に付与したことによる収益

¹ 新投資法 No.1180/2020 の第 20 条(1)項および(3)項

(f) 企業の売却、減資または清算による収益

(g) 収用に伴って支払われる補償金

2.1.4

エチオピアにおいて送金／本国送金の権利は法律で保障されているが、外国為替は厳しく規制されている。エチオピア国立銀行は、随時各種の指令を発出し、外貨で実行されるトランザクションとエチオピアから本国への外貨送金を厳しく規制している。

2.1.5

外貨配分の透明性と外国為替管理指令は、主に外貨による支払い／本国送金および配分を規制している。外貨は**優先順位と需要に応じて**配分される。この指令は、銀行が外貨準備を配分する際に優先される商品と取引の区分を定めたものである。具体的には、外国為替管理指令（Forex Management Directive）は、銀行は外貨を配分するにあたり、**第一優先分野、第二優先分野、第三優先分野**の各区分に外貨を優先的に配分しなければならないと定めている²。第一優先分野の外貨配分申請があった場合、第二、第三優先分野の外貨配分申請は後回しになる。さらに同指令には、都度払いが可能な取引も列挙されている³。つまり、都度払い取引に該当する取引で外貨支出を申請した者は、優先分野に基づく順番待ちを避けて外貨を支出できる。ただし、国内では外貨が不足しているため、いずれの支払いも銀行が利用可能な外貨に左右される。

2.1.6

利益と配当金の本国送金は**第三優先分野**に区分される⁴。したがって、外国人投資家は、外貨を調達し、利益と配当を本国に送金するために商業銀行に登録しなければならない。

B. 利益・配当の本国送金手続きおよび必要書類

2.1.7

利益・配当の本国送金には下記の書類が必要である。

- (a) 申請書（application letter）
- (b) 利益／配当を宣言した取締役会または同等機関の議事録の写し、およびその決定を認証するために取締役会の議長または書記が正式に署名した書面
- (c) 基本定款および有効な営業免許
- (d) 独立監査法人による正式な監査を受けた財務諸表の写し
- (e) 外国投資を認めるエチオピア国立銀行（NBE）の書状の複写
- (f) 政府に対する全ての税の納付を証明する領収証書の複写
- (g) NBE が要求するその他の文書または証拠

² 外貨配分と外国為替管理指令第 6 条 1 項

³ 外貨配分と外国為替管理指令第 6 条 4 項

⁴ 外貨配分の透明性と外国為替管理指令 FXD/77/2021 第 6 条 1 項(c)(viii)

2.1.8

NBE が上記書類を審査し、承認した段階で、外国人投資家は、どの商業銀行でも、銀行宛ての申請書を作成し、上記書類を提出することにより本国送金手続きを行うことができる。その後、銀行は取引の優先度（利益と配当は第三優先分野に該当）と同じ優先順位に区分される顧客の順番待ちリストに基づいて申請を処理する。

2.1.9

外国人投資家が操業中止を希望する場合、資本金の送金には以下の書類が必要となる。

- (a) 株式会社または合弁会社の場合は所有者による決定の議事録、個人事業主の場合は所有者による宣言書
- (b) 監督機関の認証を受けた清算報告書
- (c) 正式な監査を受けた会計書類
- (d) 当該投資を承認する NBE 発行の書状の写し
- (e) 銀行が要求するその他の書類

2.2 エチオピアにおける利益・配当の本国送金に関する具体的な質問と回答

2.2.1 投資家または株主による本国への送金と、エチオピア居住企業による親会社への利益送金の違いは何か。

2.2.1.1 新投資法の「外国人投資家」の定義には、「外国人が所有権を持つ企業」が含まれる。また、この法律全体で「外国人投資家」と「外国企業」は同じ意味で使われている。従って、新投資法は、少なくとも同法が付与する権利および義務に関して外国人投資家と外国投資／外国企業を区別していない。外国人投資家と外国投資／外国企業の違いは、前者が自然人であるのに対し、後者は法人格を有している点である。

2.2.2 外国企業が利益を本国に送金しようとする際の規制と注意点は何か。

2.2.2.1 厳しい外貨規制：

エチオピアの外国人投資家にとって重大な問題の一つは外貨の使用である。貿易収支が赤字のため、外貨の使用は法律で厳しく制限されている。中央銀行である エチオピア国立銀行が外貨送金を厳しく規制している。また、たびたび行われる規制の変更も、スケジュールの予測可能性に影響を及ぼす。例えば、最近、食品、医薬品・医療機器、製造用原材料の輸入での外貨使用を制限する政府規則が施行され、多数の承認待ち申請が中断している。つまり、外貨建てで利益を自国に送金したい外国人投資家にとって好ましい環境ではない。

2.2.2.2 外貨不足：

エチオピアビルは自由に兌換できる通貨ではなく、深刻な外貨不足に陥っているため、企業が利益を本国に送金したり、投資資金を持ち込んだりすることは難しい。また、資本市場がないことも民間企業の参加を阻み、問題を深刻化させている。

2.2.2.3 政情不安：

さまざまな民族紛争（特にエチオピア北部で起きた紛争）に起因する治安悪化と政情不安が投資環境に悪影響を与え、海外からの直接投資を妨げている。これは、外貨の持ち込みや本国送金のための外貨確保にも影響するだろう。

2.3 深刻な外貨不足に陥っているエチオピアから利益を送金することは現実的に可能か。

2.3.1

前述のとおり、国内で外貨が不足しているため、利益および配当金の本国送金は困難だが、銀行業をはじめとするセクターの自由化が進めば、外貨問題は緩和される可能性がある。

2.4 利益送金に関する情報（詳細）を確認または参照できるウェブサイト、リンク、文書などはあるか。

利益および配当金の送金に関する情報をすべてまとめた文書はない。法令および利益送金手続きに必要な書類は下記のウェブサイトを確認されたい。

- <https://nbebank.com/wp-content/uploads/pdf/directives/forex/fxd-77-2021.pdf>
- <https://www.investethiopia.gov.et/index.php/news-resources/publications/132-publications/965-legal-frameworks.html>
- <https://www.zemenbank.com/profit-repatriations>

2.5 現行の送金制度が見直される可能性について

現在は外貨不足が問題になっているが、エチオピア政府は輸出入および製造業への投資を優遇する新政策を導入しようとしている。これらの政策を通じて外貨が創出され、輸入を目的とするエチオピアからの外貨持ち出しが減少するだろう。最近、政府が製造業と輸出に重点を置いた工業団地を多数建設し、投資家に工業団地内での投資を行うよう呼びかけていることから、こうした政策が推進されていることがわかる。

新投資法の成立、外国仲裁判断の承認及び執行に関する条約への加盟、商業登記および事業認可手続きのデジタル化、通信セクターの開放、金融技術セクターの開放、銀行セクター開放政策の立案はいずれも明るい未来を期待させる。これらの政策はエチオピアの成長目標に大きく貢献し、結果として外貨不足を緩和し、外国人投資家による外貨での利益送金を容易にするだろう。